

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年3月19日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 横 山 敦 子
津市監査委員 宇 陀 照 良

記

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成23年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成22年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成24年2月15日付けで退任し、同月16日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の横山敦子、宇陀照良が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成23年12月7日から平成24年2月9日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、その是正措置を講じることを求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない財産区については、特に記載していない。

なお、市長は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置通知を提出されたい。

1 波瀬財産区

関係団体への関与について、波瀬財産区を所管する波瀬出張所の職員は、同出張所内において、ある財団法人名義の預金通帳及び印鑑を保管していたが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。

以上